



# 熊本県公報

号外第 20 号

平成 22 年 6 月 21 日(月)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県技能労務職員の給与に関する規則及び熊本県技能労務職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1

## 規 則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則及び熊本県技能労務職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 6 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 43 号

熊本県技能労務職員の給与に関する規則及び熊本県技能労務職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

(熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第 1 条 熊本県技能労務職員の給与に関する規則(昭和 32 年熊本県規則第 38 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第 2 項に見出しとして「(給料の切替及びその切替に伴う措置)」を付する。

附則に次の 1 項を加える。

(給料の調整等の特例)

- 平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間において、職員から一般職員への職種の転換を行うため一般職給与条例第 7 条に規定する給料の調整額が支給される職務に従事する職員に係る第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「別表第 3」とあるのは、「熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則(昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 10 号)別表第 1」とする。

(熊本県技能労務職員の特種勤務手当に関する規則の一部改正)

第 2 条 熊本県技能労務職員の特種勤務手当に関する規則(昭和 37 年熊本県規則第 44 号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間において、職員から一般職員への職種の転換を行うため熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第 11 条の規定により特種勤務手当が支給される勤務に従事する職員に係る特種勤務手当の種類及び基準については、この規則の規定にかかわらず、一般職員の例による。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県技能労務職員の給与に関する規則及び熊本県技能労務職員の特種勤務手当に関する規則の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。